

2026年6月25日

各位

会社名 株式会社ミスミグループ本社
代表者名 代表取締役社長 清水 新
(コード番号:9962 東証プライム)
責任者役職名 常務執行役員 CFO ファイナンス
プラットフォーム・ハブ代表役員
高波 徹
(TEL:03-6777-7501)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第199条および201条に基づき、2026年度の取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 82,800株
(3) 処分価額	1株につき 3,773.0円
(4) 処分総額	312,404,400円
(5) 処分予定先(割当予定先)	当社の取締役(社外取締役を除く) 5名 82,800株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

取締役の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株式の長期の保有により株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2026年度の取締役に対する譲渡制限付株式報酬として行うものであり、その制度内容は2023年5月18日の取締役会で決議するとともに、2023年6月15日開催の当社第61回定時株主総会において、その報酬額は年額8億5千万円以内、処分の総数は50万株を上限とすることと決議されております。

なお、当社は、対象取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬債権を付与し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限

対象取締役は、2026年7月10日から当社、当社の子会社または関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失する日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、各対象取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする(以下「譲渡制限」という。)

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとする。

(3) 無償取得事由

上記(2)の規定にかかわらず、死亡、任期満了、定年その他正当な理由以外の理由により2027年6月30日以前に、対象取締役が当社、当社の子会社または関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合は、当社は、当該地位喪失の時点をもって、同時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) マルス/クローバック条項

当社は、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、本割当株式に係る報酬(受益権含)を没収または返還請求する場合がある。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の規定にかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 本割当株式の管理

対象取締役は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により本割当株式を記載または記録する口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月24日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,773.0円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上